

世界知的所有権機関における最近の動向について (第 32 回著作権等常設委員会結果概要等)

平成 28 年 7 月 26 日
文化庁 国際課

イ) 第 32 回著作権等常設委員会 (SCCR) 結果概要

1. 概要

平成 28 年 5 月 9 日 (月) ~ 5 月 13 日 (金)、世界知的所有権機関 (WIPO) において、第 32 回 SCCR 会合が開催された。今次会合では、これまでと同様に、放送条約、及び権利の制限と例外の議論が行われた。また、追及権を SCCR の新規議題とする提案についても検討が行われた。

2. 各論

(1) 放送条約

(ア) 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール (条約) の策定を目指して議題化され、2007 年以降は、一般総会のマンデート (伝統的な意味での放送機関の保護を定めること (但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外)) にしたがって議論が行われている。前回会合では、①定義 (definition)、②保護の対象 (object of protection)、及び③与えられる権利 (rights to be granted/protection) に関する統合テキスト案 (SCCR/31/3) が議長から提示され、これらの項目について集中的に議論が行われた。今次会合に際し、前回会合の意見を踏まえて修正されたテキスト案 (SCCR/32/3 : 資料 3-2) が議長より提示された。

(イ) 議論の概要

修正テキスト案 (SCCR/32/3) に基づきテキストベースの議論が行われた。特に、インターネット上の送信、有線放送及び放送前信号を保護対象とすることについて集中的な議論がなされた。これらの論点に関する議論の内容は以下の通り。

<インターネット上の送信¹の保護について>

インターネット上の送信に関し、これを任意的保護とする日本提案の趣旨を議長の求めに応じて説明した。日本提案 (SCCR/27/2 rev. 6 条の 2) が議長ノンペーパーとして議場に配布され、集中的に議論が行われた。ロシアからは、日本の任意的保護のアプローチを支持するとの意見があったものの、EU、中国等からは、サイマルキャストについては、既に広く実用化されているものであり、これを義務的保護とすべきとの意見があった。特に、EU については、サイマルキャストに加えて、異時再送信、オンデマンド送信についても義務的保護とすべきとした。他方、インターネット上

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト (放送番組の同時・ほぼ同時ウェブキャスト)、(ii) 放送番組の異時のウェブキャスト、(iii) 放送番組のオンデマンド送信、(iv) インターネットオリジナル番組の送信、の 4 つに分類している。このうち (iv) については条約の適用対象外とすることでほぼ合意に達している。我が国は、条約の早期採択の観点に鑑み、インターネット上の送信を任意的保護の適用対象とする提案を 2013 年 12 月に行った。

の送信を保護の対象外とすべきと主張する国はなかった（インドは、この点について特段意見表明なし。）。

これを受けて、議長は、少なくともサイマルキャストイングについては、これを支持する国が多数であることから、サイマルキャストイングを含めたインターネット上の送信の全てについて柔軟性を認めることは適切とはいえず、柔軟性を認めるとしても、異時再送信等の一部のものに限定すべきとの見解が示された。

<有線放送の保護について>

前回に引き続き、ブラジルより、有線放送を任意的保護とする提案が出され、この点に関して議論が行われた。チリが有線放送を任意的保護とすべきとしたものの、米、EU 等の多くの国が有線放送を義務的保護とすべきと主張がなされた。

これを受け、議長より、①本条約の放送の定義が各国の放送に対する規制の枠組（regulatory framework for broadcasting activities）に影響を与えないことを明確化する合意声明案、②有線放送の保護に柔軟性を与える条文案の2案が提示された。有線放送の保護については、次回 SCCR にて引き続き議論が継続されることとなった。

<放送前信号について>

放送前信号については、インフォーマルにて議論が行われ、これを条約の保護対象とすることが改めて確認された。放送前信号の定義、及び具体的な保護のレベルについては、引き続き検討することとなった。

（２）権利の制限と例外

（ア）経緯等

著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在、（i）図書館とアーカイブのための制限例外と、（ii）教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

（イ）議論の概要

冒頭、教育と研究機関のための権利の制限と例外について、調査研究のプレゼンテーションが Daniel Seng シンガポール国立大学教授からなされ、報告の内容について質疑応答が行われた。その後、図書館とアーカイブのための制限例外についてのみ実質的な議論が行われた。作業文書（SCCR/26/3）において取り上げられている 11 のトピック²のうち、（v）並行輸入、（vi）国境を越えた使用、（vii）孤児著作物について各国制度に関する情報の共有が行われた。

並行輸入について、ブラジルは国際消尽を認めていない国であっても、制限・例外により図書館への輸出入を可能とすべきとしたのに対し、米、EU からは、制限・例外を認めることについて慎重な

² （i）保存、（ii）複製権と保全のためのコピー、（iii）法定納本、（iv）図書館貸出し、（v）並行輸入、（vi）国境を越えた使用、（vii）孤児著作物等、（viii）図書館とアーカイブの責任制限、（ix）技術的保護手段、（x）契約、（xi）翻訳権。

意見が出された。

孤児著作物については、EU より、孤児著作物指令について説明があり、2年間で1,728の著作物が登録されているとの紹介があった。また、イタリアからは、入念な調査 (diligent search) にかかるコストが問題となっているといった指摘もあった。

(3) その他

(ア) 追及権について

前回に引き続き、追及権を SCCR の新たな議題とすることについて議論が行われた。新たな議題とすることについては、米等から、他の議題の審議時間への影響を懸念する意見が出されたものの、追及権に関する法制度等について各国の経験の共有を行うことは有益であるとの点で、概ね意見が一致した。次回会合にて、専門家 (Sam Ricketson メルボルン大学教授) によるプレゼンテーションが行われることが合意された。

(イ) 放送条約、権利の制限と例外に関する今後の議論の進め方について

放送条約に関する追加会合、及び権利の制限と例外に関する地域ワークショップの開催について、前回会合に引き続き議論が行われた。多くの国がこれらの開催を支持したものの、EU 及び先進国グループが開催に難色を示し、コンセンサスが得られなかったことから、追加会合等の開催は決定されなかった。

また、今次会合は一般総会前最後の会合であったが、一般総会への勧告については特段プレナリーでは議論されることなく閉会となった。

3. 今後の予定

次回 SCCR は、2016年11月に開催予定である。

ロ) 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約 (仮称) の発効について

マラケシュ条約については、2016年6月30日に締結国が20か国に達したため、条約第18条の規定に基づき、2016年9月30日に発効することとなった。締結国は以下のとおり。

<マラケシュ条約締結国 (2016年6月30日時点) >

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、北朝鮮、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、インド、イスラエル、マリ、メキシコ、モンゴル、パラグアイ、ペルー、韓国、シンガポール、アラブ首長国連邦、ウルグアイ